

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月
② 昭和56年7月から同年11月まで
③ 平成3年3月

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した都度、国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③は、1か月と短期間である。

また、A市の国民年金資格得喪に関する記録（電子データ）及び社会保険庁のオンライン記録によれば、当該期間に先立つ平成2年4月から同年6月までの期間については、同年5月に厚生年金保険から国民年金への切替手続が取られ、3か月分の保険料を納付していることが確認でき、同年7月12日の資格記録の訂正により追加された元年1月の保険料についても、2年8月に過年度納付されており、当該申立期間前後は未納が無く保険料が納められていることが確認できる。

さらに、A市の国民年金資格得喪に関する記録（電子データ）によれば、申立人は、平成3年3月21日に国民年金被保険者資格を再取得し、同年4月1日に資格喪失した記録が同年4月6日に処理されていることが確認できるところ、A市は、「通常ならば保険料納付書は、処理日の翌週には

郵送されている。また、平成2年5月にも平成2年度分の保険料納付書が申立人に送付されており、これを使用しても納付は可能である。」としていることから、この1か月だけが未納となっていることは不自然である。

一方、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月3日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間①の保険料については、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②については、平成2年7月12日に資格記録が訂正されたことにより未納期間となったものであり、当該申立期間当時は未加入期間であったため、納付勧奨が行われることや納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで

A社に昭和35年4月1日から平成14年3月31日まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、昭和39年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、臨時転勤通知書のとおり、昭和39年5月6日にA社本社から同社B支店（現在は、同社C支店）へ転勤となり、同年12月28日までD市内の現場で勤務した。

厚生年金保険料は給与から天引きされていたため、1か月分だけ控除されなかったとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事台帳、E国民健康保険組合の加入記録、雇用保険加入記録、申立人が所持している臨時転勤通知書及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、臨時転勤通知書では昭和39年5月6日にA社本社から同社B支店に異動したことが確認できるが、同社では、申立期間当時は、月の途中で異動した場合の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出は翌月1日として処理していたので、申立人の場合も資格喪失日を同年6月1日

とすべきであったと回答していることから、同社本社における被保険者資格喪失日を同年6月1日として届出をするべきところ、誤って同年5月1日として届け出たものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、昭和39年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社本社）における資格喪失日に係る記録を昭和30年6月3日に、A社D出張所（現在は、C社E支店）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に、及びA社B支店における資格喪失日に係る記録を31年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、30年5月、同年10月及び31年6月を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①については、A社D出張所における資格喪失日は昭和29年10月18日と認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月16日から同年10月18日まで
② 昭和30年5月31日から同年6月3日まで
③ 昭和30年10月20日から同年11月1日まで
④ 昭和31年6月27日から同年7月1日まで

私は、昭和29年4月19日にA社（現在は、C社）に入社し、平成7年4月30日に定年退職したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B支店やD出張所に異動した時期に当たる申立期間が未加入であることが分かったので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書、社員票（採用から退職までの履歴が記載されたもの）及び申立人の妻が保管していた申立人の職員経歴書（人事記録、資格免許及び業務経歴等が記載されたもの）等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和30年6月3日にA社B支店から同社D出張所に異動、同年11月1日に同社D出張所から同社B支店に異動、31年7月1日に同社B支店から同社D出張所に異動）、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和30年5月、同年10月及び31年6月は6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年5月（申立期間②）、同年10月（申立期間③）及び31年6月（申立期間④）の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②、③及び④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①について、事業主から提出された社員票、職員経歴書及び事業主の証言により、申立人が昭和29年10月18日にA社D出張所から同社B支店に異動していることが確認できることから、同社D出張所における資格喪失日を同年10月18日に訂正する必要が認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 21 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 9 月 11 日から 41 年 2 月 11 日まで

脱退手当金という言葉は一度も聞いたことが無く、A社の元同僚や事務を担当していた女性からも聞いたことは無い。また、申請書に署名捺印した記憶は無く、A社から退職金をもらったことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。

また、申立期間より前の3回の厚生年金保険被保険者期間の中には、申立期間②と同一事業所（B社）の被保険者期間6か月が含まれているにもかかわらず、これらの被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の最終事業所における厚生年金保険の加入期間は17か月であって、それのみでは脱退手当金の支給要件を満たさないとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている脱退手当金の受給要件を満たす女性19名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人1名であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月及び同年 4 月について、その主張する標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 52 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 10 月 16 日から 52 年 3 月 20 日まで A 社に勤務し、翌 3 月 21 日から平成 9 年 4 月 1 日までは関連会社の B 社に勤務した。

このうち、A 社における昭和 49 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額が 6 万 4,000 円となっているが、正しくは 6 万 8,000 円である。また、B 社における 52 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額が 8 万円となっているが、正しくは 9 万 8,000 円である。

いずれの期間も、直前の標準報酬月額よりも低いのは不自然であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、事業所が保管する昭和 61 年 8 月 12 日付けの社会保険事務所の受理印が押された「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正確認通知書」において、申立期間の標準報酬月額が 8 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていること、当該通知書の備考欄に「賃金台帳確認」と記載されていること、及び事業主の回答などから判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正確認通知書」によれば、申立期間の標準報酬月額は、昭和 52 年の時点で 8 万円と届け出られ、その後、61 年 8 月 12 日に事業所から 9 万 8,000 円に訂正する旨の届出がなされたが、その時点で政府の申立期間に係る保険料を徴収する権利は時効により消滅した経緯が確認できる。その結果、社会保険事務所は、9 万 8,000 円に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の標準報酬月額は、昭和 49 年 10 月 1 日の定時決定により 6 万 4,000 円とされ、同年 12 月の随時改定により 7 万 2,000 円とされ、2 等級上昇している。これは随時改定の要件である「固定的賃金の変動月以後の継続した 3 か月間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の等級との間に 2 等級以上の差が生じたとき」（昭和 36 年 1 月 26 日保発 4 「標準報酬月額の随時改定の取扱い」）に合致する。

しかし、申立人が主張するように、昭和 49 年 10 月 1 日の定時決定における標準報酬月額が 6 万 8,000 円であったと仮定すると、同年 12 月 1 日の随時改定における標準報酬月額（7 万 2,000 円）と 1 等級しか差が無く、随時改定の要件を満たさなかったと考えられることから、同年 10 月 1 日の定時決定における標準報酬月額は、社会保険庁の記録どおり、6 万 4,000 円であったと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する、A 社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間の標準報酬月額が 6 万 4,000 円と明記されており、社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立期間以外の期間に係る標準報酬月額についても、すべて原票とオンライン記録は一致しており、不自然な訂正箇所等も見当たらない。

さらに、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年1月から同年9月まで
私の夫は船員だったので、夫が下船する度に、A市役所B支所に行つて、船員保険から国民年金と国民健康保険への切替手続を行っていた。国民年金の保険料は、毎月私が、市役所の支所か銀行の窓口で納付書により現金で納めていた。
しかし、今回、申立期間が未納となっていることが分かったが、督促を受けた記憶も無いので、未納の記録となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間は、平成8年5月9日に、それまで2年10月19日となっていた国民年金第3号被保険者としての資格喪失日が、同年1月12日に訂正されたことにより生じた第1号被保険者期間であり、8年5月9日より前には、第3号被保険者期間として扱われていたことから納付書が発行されることは無く、しかも、同日の時点では、申立期間は時効により納付できない期間となっている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から46年3月まで

夫が船員保険の被保険者の場合、その配偶者は国民年金に加入しなくても将来年金は受給できるとされていたが、国民年金制度が発足した2年後に制度が変わり、国民年金に加入しなければ老後に年金はもらえないと夫の母親に勧められて国民年金に加入した。

また、申立期間の国民年金保険料の納付については、国民年金制度が発足してから2年後ぐらいに、A町（現在は、B市）C地区で役員をしていたD氏の自宅を訪問し、夫の母親から持たされた4,000円で過去2年分ぐらいの保険料を納付した。その後は、毎月自宅に集金に来る方に夫の母親が納付していたはずであり、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、国民年金資格得喪欄に「取得 46. 4. 26 種別㊦」の記載がある上、申立人が所持する国民年金手帳にも資格取得「昭和 46 年 4 月 26 日」、被保険者の種別「㊦」の記載があることから、申立人は昭和 46 年 4 月 26 日に任意加入したことが確認でき、資格取得日よりさかのぼって国民年金保険料を納付することはできないため、申立期間の保険料は納付できない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 4 月 30 日に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳は無いと述べているし、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は一部期間を除き保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月25日から28年4月25日まで
社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険加入期間は、昭和28年4月25日から32年6月17日までとの回答があった。

しかし、昭和26年3月20日に大学を卒業してA社に入社し、1か月の試用期間を経て同年4月25日に正社員となったが、同社は業界では中堅企業で業績も良かったので、正社員となってから2年間も厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

申立期間当時のことを証明できる資料は無いが、A社を調べれば分かると思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B区に所在していたA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当該同僚は申立人の入社時期までは覚えていないため、申立期間当時の勤務状況等を確認できないほか、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和26年9月1日であり、申立期間の一部期間（昭和26年4月25日から同年8月31日まで）は適用事業所となっていない。

また、A社を商業登記簿上で承継しているとするC区に現存するD社では、申立期間当時の資料等が保存されていないため、申立人に係る保険料控除等については不明と回答しているほか、A社の事業を実質的に承継したとするB区に現存するE社が保管している「厚生保険一覧表」によると、申立人は昭和28年4月25日が資格取得日と記録されており、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、同じく同社が保管している「失業保

険台帳」によると、申立人の資格取得日は同年4月24日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日とほぼ一致している。

さらに、申立期間のうち、社会保険事務所が保管しているA社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和26年9月1日から28年4月25日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、厚生年金保険被保険者の記号番号払出簿によると、A社において申立人が取得した記号番号が払い出されたのは昭和28年5月26日であり、資格取得日は同年4月25日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から32年6月まで
② 昭和32年10月から同年12月まで

私は、昭和31年4月から32年8月まで、A社に臨時社員として勤務したが、社会保険庁の記録で、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。

また、昭和32年10月から33年2月まで、B社に勤務したが、社会保険庁の記録で、申立期間②が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している勤務状況及び申立人と同一日（昭和32年7月1日）に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者から聴取した入社年月日の状況から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、資格取得日が昭和32年7月1日である同僚のうち10人から入社年月日を聴取したところ、全員が同日より前から勤務していたとしており、複数の同僚は、申立人が主張する申立期間以前から勤務していたと述べている。このことから、当該事業所は当時、臨時社員として一定期間内に入社した者を同年7月1日にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、臨時社員であった者は、長期間厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る申立期間中の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、当該事業所では「申立期間当時の資料は洪水被害により保存していないため当時の状況は不明である。」としており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②について、同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚は、「申立期間当時は3か月程度の試用期間があった。」と述べており、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚も入社3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人自身も臨時社員として入社し、勤務期間は5か月であったと記憶していることから、申立期間については試用期間であったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る申立期間中の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、当該事業所では「申立期間当時の資料は保存していないため、当時の状況は不明である。」としており、当該事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 23 日から 47 年 8 月 23 日まで
私は、昭和 45 年 8 月 1 日に A 社に入社したが、入社と同時に厚生年金保険に加入し、定年退職により平成 3 年 9 月に資格を喪失するまで、毎月給与から厚生年金保険料を差し引かれていた。申立期間についても、継続して保険料を給与から天引きされていたと思われるので、厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間について、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録及び B 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、A 社では、申立人を含む 32 人が、昭和 46 年 2 月から 47 年 1 月にかけて厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 8 月 23 日に一斉に再取得していることが確認できることから、同社の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者の資格を再取得した申立人の複数の同僚は、「昭和 46 年から 47 年当時は不景気で仕事量が減り、事実上自宅待機のような状況となり、会社側から、勤務日数が少なくなり厚生年金保険に加入できなくなったと言われたため、国民年金に加入し保険料を納付した。その後、仕事量が回復し通常どおりに勤務するようになったため、会社側が一斉に厚生年金保険の再加入手続を取ってくれたと思う。」と証言して

いる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から36年5月中旬まで

A区にあったB社に勤務していた昭和35年3月から36年5月中旬までの期間について、厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答が社会保険事務所からあった。

当時の上司はCさん、副社長はDさんであった。

申立期間当時、歯科に通院したことがあり、健康保険証はあったことを記憶している。

給与明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所の名称、所在地及び上司の氏名を具体的に記憶していることから、勤務期間の特定までは至らないが、B社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、B社は、「昭和28年5月1日から保存している厚生年金保険資格取得関係資料では、申立人の加入記録は確認できない。また、人事記録、賃金台帳等の資料は保存されていないため、勤務等の確認もできない。」としている。

また、申立人が当時の上司であったと述べている者は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができない上、申立期間当時に申立てに係る事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできなかった。

さらに、B社が加入していたE健康保険組合は、平成17年3月に廃止

されており、申立人の申立期間当時の健康保険の加入状況を確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 11 月 21 日まで
申立期間は、A社の代表取締役であった。報酬の訂正、資格喪失の届出をした記憶は無い。当時の報酬は月額 300 万円だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 11 年 11 月 21 日の後の同年同月 29 日付けで、10 年 4 月から 11 年 3 月までは 59 万円から 9 万 2,000 円に、11 年 4 月から同年 10 月までは 50 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、自身が社会保険事務を担当しており、厚生年金保険料の滞納があったと回答していることから、申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正に同意していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 4 月 15 日まで
私は、昭和 47 年 4 月から 56 年 2 月まで A 社に正社員として勤務していたが、47 年 4 月から 50 年 3 月までの厚生年金保険の加入記録が無いので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人は A 社に勤務していたことは推認できる。
しかし、同僚からは、申立人の勤務期間を特定できる証言を得ることはできなかった。

また、A 社は、昭和 61 年に破産し、当該事業所の破産管財人は、当時の書類については残存していないと回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、当該事業所において、申立期間の前後に 4 回の厚生年金保険の加入記録があり、当該記録と雇用保険の加入記録は一致しているところ、申立期間については雇用保険の加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から同年 11 月まで

私は、A区にあったB社で、申立期間に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（マイクロフィルム）の記録によると、B社は、昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚の厚生年金保険の資格取得日は、当該事業所が適用事業所となった昭和 38 年 7 月 1 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所は、他社に事業を譲渡し現在は事業を行っていない上、申立期間当時の事業主は高齢のため事情を聞くことができないことから、申立期間における勤務実態や保険料控除についての関連資料や証言を得ることはできない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 6 月 1 日まで
昭和 36 年 2 月 28 日から勤務した A 社の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、37 年 6 月 1 日資格取得となっている旨の回答をもらった。
当時、勤務を開始してから 6 か月が経過しないと、社会保険には加入させてもらえず、勤務開始 6 か月後に健康保険証が発行された時から健康保険料と厚生年金保険料を一緒に給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社 B 支店が保管する人事記録によると、申立人が昭和 36 年 2 月 28 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社 B 支店が加入する健康保険組合の記録における申立人の健康保険被保険者資格取得日は、昭和 37 年 6 月 1 日となっており、社会保険庁の記録における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、申立人は、勤務開始から 6 か月経過後に、健康保険及び厚生年金保険に加入したと主張しているが、A 社 B 支店は、社会保険の加入は必ずしも雇用してから 6 か月経過後ではなかったと説明している上、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している 4 名の同僚について、同社同支店が保管する人事記録における雇用年月日を調査したところ、いずれも雇用されてから被保険者資格を取得するまでに 1 年以上の期間が経過している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月ごろから 45 年 4 月 21 日まで
昭和 41 年 1 月ごろから 45 年 6 月まで勤務した A 社の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、同年 4 月 21 日資格取得となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらいました。
正社員として勤務し保険料は給料から控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録においては、申立人の A 社に係る被保険者資格取得日は、昭和 45 年 5 月 3 日となっており、社会保険庁の記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日とおおむね一致する。

また、申立人から事情を聴取しても、少なくとも 2 年以上は勤務していたというのみで、具体的な入社時期に関する記憶が無い。

さらに、A 社の元経理事務担当者から、申立期間当時は従業員の入れ替わりが激しかったため、入社後ある程度の期間が経過してから社会保険に加入させていたとの証言が得られた。

加えて、当該事業所は既に解散しており、元代表取締役の親族に照会したが、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。